

国東市PRマスコットキャラクターさ吉くんの利用 Q&A

Q1 商品に「さ吉くん」を利用したいのですが、利用料は発生しますか？

A1 当分の間、無料です。

Q2 個人が利用する場合でも、利用申請が必要ですか？

A2 個人で年賀状等に利用する場合には、利用申請は不要です。
ただし、「©2013国東市さ吉くん」と記載してください。

Q3 申請書の提出はメールでもよいでしょうか？

A3 事前協議の場合は、メールでも構いませんが、正式な申請は、郵送または持参により提出してください。

Q4 店内掲示のポップ類（商品の広告）についても新たに申請する必要がありますか？

A4 商品への利用申請と同時に申請してください。申請後にポップ類を作成する場合は、再度変更申請を提出していただくことになります。また、ポップ類にも許諾番号を明記してください。
商品のカタログやチラシについても同様です。

Q5 どのような場合に変更申請が必要となりますか？

A5 使用許諾後、商品などのデザイン、数量、色、大きさなどが必要になった場合には変更申請が必要となります。また、商品自体が変わる場合は変更申請ではなく、新規申請が必要です。

Q6 許諾を受けた商品などの利用期間に制限はありますか？

A6 許諾日から2年以内です。2年を超える場合は、改めて利用期限の追加申請をお願いします。

Q7 「さ吉くん〇〇」など、商品名や店名に「さ吉くん」の冠を付けても良いですか？

A7 「さ吉くん」は国東市のキャラクターですので、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や特定企業をイメージさせるような使い方はできません。このような観点から、原則として商品や屋号、店名に「さ吉くん」の冠を付けることはできません。

Q8 企業内の職員研修用の冊子の中に「さ吉くん」のデザインを入れて利用することはできますか？

A8 企業内での内部資料としての利用であれば、申請は不要です。
ただし、「©2013国東市さ吉くん」と記載してください。なお、個別企業、商品の推奨などの使い方はできません。

Q9 さ吉くんのシールを作りたいのですが、可能ですか？

A9 販売用グッズとしてのシール（シールセットなど）は、シール単体の商品として申請のうえ利用できます。ただし、製品やパッケージなどに貼るシールは、当該シールを貼る製品とセットで許諾しますので、製品に貼った実際に使用する形で申請に資料を添付してください。申請にあたってはシールのデザイン案とそのシールを貼る商品の画像が必要です。

Q10 さ吉くんの色を変えることは可能ですか？

A10 さ吉くんの色を変更することはできません。指定色または単色（白黒など）での利用となります。（別紙キャラクターグラフィック CMYKデータ参照）

Q11 さ吉くんのポーズを変えることは可能ですか？

A11 原則として、デザインを变形して利用することはできません。市が示すポーズパターンを組み合わせ利用してください。
個別にどのような商品かを確認したうえで使用の許諾を判断しますので、申請書には必ず見本を添付してください。

Q12 特定の商品を手を持たせることは可能ですか？

A12 特定の企業の商品を持たせることはできません。
一般的な市の特産品（銀たち、姫だこなど）であれば可能です。